平成２９年度で審判員資格の有効期限が切れる方へ

２０１８年３月３１日が有効期限

公益財団法人日本バドミントン協会の通知より

各級の更新手続き可能な期間は、審判資格の有効期間が年度末（３月末） に切れる、以前の１年間となっておりますが、平成３１年３月３１日（平成３０年度末）までは、改定された更新手続き期間を過ぎた場合でも、その後の１年間は遅延理由書を付した手続きは受け付ける。

（公財）日本バドミントン協会の登録費が支払われていない方は申請できません。ご注意ください。

埼玉県から申請できるのは、埼玉県バドミントン協会に所属されている方だけです。

他都県の方は、所属都道府県のバドミントン協会から申請してください。

集中受付期間　　平成２９年１１月１日（水）～平成２９年１２月３１日（日）

更新手続き　　①　日本バドミントン協会ホームページ ― ＮＢＡ・協会概要 ― 各種書式ダウンロード　から

【公認審判員関係】―【様式Ｓ４号の第１号】更新申請書（１・２級）または【様式Ｓ４号の第２号】更新申請書（３級）をダウンロードし、必要事項を記載する。　　（下図参照）

②　ゆうちょ銀行から、更新手数料を振り込む。

口座番号　００１５０-4-５５４５６５
加入者名　埼玉県バドミントン協会
通信欄に　審判員資格更新手数料　と記入
住所　氏名　連絡先は忘れずに記入すること

	更新手数料（県内手数料含む）
３級	５，９００円
２級	８，６００円
１級	１６，７００円

振込後、払込受領証のコピーをとる。

③　更新者の審判手帳のコピーをとる。

④　①の更新申請書　②の払込受領証のコピー　③の審判手帳のコピー　を下記住所に郵送する。

〒３３９－００５２
さいたま市岩槻区太田１－４－１
埼玉県立岩槻商業高等学校内　埼玉県バドミントン協会事務局　藤松津吉

問い合わせ：ｆｕｊｉｍａｔｓｕ＠ｓａｉｂａｄ．ｃｏｍ（半角で入力してください）